

鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月5日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第17号

鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年鳥取市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

- (3) 職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたものであって規則で定めるものをいう。）から市民等の生命及び健康を保護するために行われる感染の危険を伴う業務であって規則で定めるものに従事したとき。

第4条第2項に次の1号を加える。

- (4) 前項第3号の業務 1, 500円（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えるものとして規則で定める業務に従事した場合にあっては、4, 000円）を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて規則で定める額

附則第3項及び第4項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。